

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 1 令和4年度第5回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第178号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

資料 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

病院局

令和4年11月24日

# 「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部改正について

## 1 改正の経緯と目的

全国的に無痛分べんの実施率が増加傾向にあり、市立川崎病院の産科においても無痛分べんのニーズの高まりを受け、無痛分べんの安全な提供体制の構築に向けて検討してきた。

このたび、産科医師及び麻酔科医師が専門的な技術指導を受けることにより、無痛分べんを提供できる体制が整備される見通しとなったため、「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の一部を改正し、既定の分べん料に新たに加算する使用料を設定する。

## 2 無痛分べんの概要

無痛分べんとは、分べんの痛みを麻酔を使って緩和する分べん方法。硬膜外鎮痛法という背中の脊髄に近い硬膜外腔に麻酔を行う手法により、意識ははっきりした状態のまま、分べんの痛みを和らげることができるもの。

## 3 改正内容

「川崎市病院事業の設置等に関する条例」の別表「1 使用料又は利用料金」に、無痛分べんを行った場合に通常分べん料に加算する無痛分べんに係る実費（手技料、麻酔料等）相当額100,000円を規定する。

## 4 他病院の料金設定の状況について

表 他の公立病院、市内の他病院の無痛分べんに係る加算料金の状況

(令和4年9月20日現在)

病院名	無痛分べんに係る加算料金
聖マリアンナ医科大学病院	100,000円
新百合ヶ丘総合病院	150,000円
日本医科大学武蔵小杉病院	150,000円
さいたま市立病院	100,000円
横浜市立みなと赤十字病院	150,000円
厚木市立病院	70,000円

## 5 施行期日

令和5年4月1日

(川崎病院で令和5年4月1日以降に分べん予定の方から順次対応予定。)

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号 (川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p>	<p>○川崎市病院事業の設置等に関する条例 昭和41年12月19日条例第42号 (川崎病院及び井田病院の使用料及び手数料)</p>
<p>第6条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第6条 川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）及び川崎市立井田病院（以下「井田病院」という。）において診療を受ける者並びに川崎病院及び井田病院の施設を利用する者から使用料及び手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>2 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号及び第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。</p>	<p>2 前項の使用料及び手数料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号、第46条第2項、第53条第2項第1号及び第58条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準その他法令等による算定方法（以下「診療報酬の算定方法等」という。）により算定するほか、別表のとおりとする。</p>
<p>3 使用料について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (多摩病院の利用料金及び手数料)</p>	<p>3 使用料について、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (多摩病院の利用料金及び手数料)</p>
<p>第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>	<p>第16条 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p>
<p>2 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2 多摩病院において診療を受ける者及び多摩病院の施設を利用する者から手数料をその都度徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
<p>3 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の1 使用料又は利用料金の表に定め</p>	<p>3 利用料金及び前項の手数料の額は、診療報酬の算定方法等により算定するほか、利用料金の額にあつては別表の1 使用料又は利用料金の表に定め</p>

改正後				改正前			
<p>る金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあっては別表の2手数料の表のとおりとする。</p> <p>4 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>				<p>る金額の範囲内において、あらかじめ管理者の承認を得て、指定管理者が定めるものとし、手数料の額にあっては別表の2手数料の表のとおりとする。</p> <p>4 利用料金（駐車場利用料を除く。）について、消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税が課される場合にあつては、前項の規定により算定した額に100分の110を乗ずるものとする。この場合において、利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p>			
別表（第6条、第16条関係）				別表（第6条、第16条関係）			
1 使用料又は利用料金				1 使用料又は利用料金			
種別		金額	付記	種別		金額	付記
入院室料 1日	A	24,000円	特室	入院室料 1日	A	24,000円	特室
	B	19,000円			B	19,000円	
	C	17,000円			C	17,000円	
	D	13,000円			D	13,000円	
	E	12,000円			E	12,000円	
	F	11,000円			F	11,000円	
	G	8,000円			G	8,000円	
	H	5,500円			H	5,500円	
	I	4,000円	2人室		I	4,000円	2人室
装用器具料		実費		装用器具料		実費	
薬剤容器料		実費		薬剤容器料		実費	
分べん料 1件	月曜日から金曜日までの区域にある者について（休日（国民の祝日に	分べん時の住所が本市の区域にある者については120,000円、分べん時の住所が本市の区		分べん料 1件	月曜日から金曜日までの区域にある者について（休日（国民の祝日に	分べん時の住所が本市の区域にある者については120,000円、分べん時の住所が本市の区	

改正後				改正前			
		<p>関する法律 (昭和23年 法律第178 号)に規定 する休日及 び12月29日 から翌年の 1月3日ま での日をい う。以下同 じ。)を除 く。)の午 前8時30分 から午後5 時まで。た だし、多摩 病院におい ては、土曜 日(毎月の 第1土曜日 及び第3土 曜日並びに 休日を除 く。)の午 前8時30分 から午前12 時までを含 む。</p>	域外にある者について は156,000円			<p>関する法律 (昭和23年 法律第178 号)に規定 する休日及 び12月29日 から翌年の 1月3日ま での日をい う。以下同 じ。)を除 く。)の午 前8時30分 から午後5 時まで。た だし、多摩 病院におい ては、土曜 日(毎月の 第1土曜日 及び第3土 曜日並びに 休日を除 く。)の午 前8時30分 から午前12 時までを含 む。</p>	域外にある者について は156,000円

改正後				改正前			
	上記以外の時間	上記分べん料の20パーセント増しの額。ただし、午後10時から翌日午前6時までの間又は日曜日若しくは休日	は、40パーセント増しの額とする。		上記以外の時間	上記分べん料の20パーセント増しの額。ただし、午後10時から翌日午前6時までの間又は日曜日若しくは休日	は、40パーセント増しの額とする。
	無痛分べん加算料		100,000円				
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	上記によらないもの	実費			上記によらないもの	実費	
2 手数料 (表略)				2 手数料 (表略)			